

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

市民活動による地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

四日市市

3 地域再生計画の区域

四日市市の全域

4 地域再生計画の目標

地域の課題

四日市市は三重県北部に位置し、昭和30年代より石油化学産業が集積し全国でも最も古い石油化学コンビナートを擁する地域である。臨海部を中心に高度経済成長期に大きく発展し、本県経済だけでなく、戦後のわが国の経済発展に寄与してきた。このような経緯を踏まえ、臨海部工業地帯の持続的展開を目的とした「技術集積活用型産業再生特区」の認定を平成15年4月に受けたところである。こうした、臨海部の発展に伴う人口増加は内陸部へも拡大し、内陸の丘陵部では多くの住宅団地開発が進み、あわせて都市部の農地における共同住宅等の集積も急速に進んだ。

しかし、こうした社会経済環境の変化によって、市民の日常生活における様々な課題も発生している。そのひとつとして、地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、住民の連帯感や自治意識の低下が目立ってきている。核家族化、少子高齢社会の進展により住民同士の交流や相互扶助の意識が薄れた結果、日常生活に密着した課題、例えば、子育てへの支援、独居老人への支援・介護支援、防災・防犯などの安全対策など、もともと地域住民が助け合って取り組んできた問題も、地域の中で容易に解決していくことが困難な社会になりつつある。

このような時代背景の変化を見越して、本市では地域社会づくりの拠点として、20数年前の昭和50年代前半より出張所機能と公民館機能を有する地区市民センターを市内23箇所に整備してきたところである。当地区市民センターにおいては、福祉・文化・健康づくり・人権等様々な分野における地域住民の活動拠点としてその機能を発揮している。

また、それだけでなく市民の間では、自治会等とは性格を異にするNPO団体やボランティア団体による取り組みをはじめ、高校などの学校活動を通じたボランティア活動も活発化している。

そこで、本市は、このような新たな団体の発掘・育成支援に努めるとともに、今後大量に発生することが予想される退職者の活用も視野に入れながら、各団体と自治会、行政との有機的連携をより一層図りながら地域課題を解決し、地域コミュニティをさらに充実させていくことで、自主自立の元気な地域社会づくりを進めていくことを目指している。

また、本市が平成16年3月に策定した「四日市市行政経営戦略プラン」(総合計画の具体化策を示したもの)においても、市民の行政分野への参加促進とNPOの活性化に重点を置いており、生活バスや防犯パトロール活動など様々な分野での市民活動の展開を進めている。

地域コミュニティ活性化への取り組み

(地区市民センター)

現在、市内23箇所ある地区市民センター(市の出張所と公民館)に、民間出身の地域マネージャーを各種委員として配置し、地域住民主体の地域社会づくりを進めている。

(市民活動ファンドの強化)

寄付金を原資に公益信託制度を活用し平成12年度に創設した「四日市市民活動ファンド」を通じて市民活動助成を行ってきたが、新たに当該ファンドへ資金を投入することによりNPO法人への支援を強化する。

(個性あるまちづくり支援事業の強化)

新たに芽生えてくる市民活動団体の発掘・育成を重点的に進めるため、平成16年度に「個性あるまちづくり支援事業」を創設したところであり、今後は当事業のさらなる拡充を図る。

(市民活動団体間ネットワーク形成の推進)

上記制度の活用により発掘した団体情報を基に、団体間の情報交換ネットワークづくりを進め、団体毎の個々の活動に留まらない横断的な活動の展開を進めている。

すでに、防犯活動分野においては、市が事務局となり「個性あるまちづくり支援事業」応募13団体と3警察署による「四日市市地域防犯協議会」を立ち上げており、「青色回転灯を使用した住民による防犯パトロール」の実現においても、その推進役を果たしたところである。

【活動事例】

「別山安全なまちづくり推進委員会」の取り組みは、平成16年12月から運用が開始された「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱い(警察庁・国土交通省)」が新たに認められるきっかけとなるなど、四日市発の全国的なモデルとしてその活動実績が評価されている。この制度改正にあたっては、市・県・警察3者による綿密な連携と、活動実績のある住民団体との協働による取組みが大きな推進力になったものである。

市としては、上記青色回転灯の使用に係る申請要件をクリアすべく、平成16年

11月17日付けで4団体24名に「四日市市地域防犯活動推進員」としての委嘱を行い、市民団体の活動意欲を支援してきたところである。また、当該団体は、平成17年4月にNPO法人の認証も取得するなど、その取り組みは、地域の健全なコミュニティづくりという面からも市内の地域が目指すモデル的な存在となっており、市としてもこの団体のさらなる発展に期待している。

（NPOによる地域通貨制度との連携強化）

上記のような行政の取り組みの一方で、中間支援NPO法人としてNPO資金サポートシステム「循環者ファンド（Jファンド）」が平成16年10月に本格運用に入ったところである。そこで、本市としては、行政とNPOを支援する中間支援NPOが有機的に連携を図ることにより、NPO間のネットワークづくりをより一層積極的かつ強力で推進出来るような仕組みを早急に構築していきたいと考えている。

【Jファンドの概要】

循環者ファンド（通称Jファンド）は、寄付に対して地域通貨Jマネーが発行され、それが地域で普及循環することでまちづくりが促進され地域経済へのインパクトとなることを目指している。

このシステムでは、寄付を受けようとするNPOが事務局に登録を行い、市民は事務局を通じて公開された団体情報をもとに団体を指定して寄付を行う。事務局は寄付額の20%を手数料として差し引き、残り80%は指定されたNPOへと渡る。寄付者は寄付と引き換えに同額の「Jマネー」を受け取り、協力店等でその利用が可能となる。事務局は「Jマネー」の受け入れ協力店や企業・個人を探すなど重要なコーディネート役を果たすことになる。

現在、寄付総額は約320万円、協力店舗数約73店、登録NPOは31団体となっている。

（実業系高校における人材育成）

本市は臨海部工業地帯を中心に産業都市として発展してきたが、地域経済の持続的展開のためには、産業を支えてきた実業系高校の人材育成・人材活用も大きな使命である。そこで、こうした実業系高校とNPOとの協働により、高校生のまちづくりへの参画機会を創出するとともに、経済社会の疑似体験を通して若年層の就労意欲の向上を図る取り組みを進める。事業実施にあたっては、上記「Jファンド」のマーケット構築の一環として位置づけ実証実験として取り組む計画である。

（退職者の人材活用）

団塊世代の定年退職期到来を控え、特に産業集積の高い本市においては、今後、在職中に身に付けた様々な技術・技能を持つシニア資源の活用が望まれている。そのため、こうした人材を地域でしっかり受けとめるための仕組みづくりが必要となる。そこで、その技術・技能と地域課題をマッチングさせることにより、退職者たちが地域において、市民活動に積極的に参加し、その中心として活躍いただけるような仕組みをNPO法人により構築していく。

（新たな協働事業への展開）

NPOと行政が企画段階から協働して取り組むことにより、実施段階においてもそれぞれの役割分担、責任分担のもと、より効率的・効果的な取り組みを目指すものである。

(市民活動の活性化を通じた地域コミュニティの再生)

以上のような取り組みを通じ、市民活動を活発化させ、それらを有機的に結びつけることでさらなる地域コミュニティの充実を図り、市民主体で地域課題に対応できるような自主自立の地域社会づくりを目指す。

取り組みの目標

個性あるまちづくり支援事業による助成団体数

平成16年度実績48団体 平成17～19年度新規に20団体 / 年

個性あるまちづくり支援事業採択団体からのNPO法人認証団体数

平成19年度までに5団体(約2%)

市民活動団体間(例えば活動分野別)のネットワークの形成

平成16年度実績1協議会(地域防犯協議会)

平成19年度までに3分野

個性あるまちづくり支援事業や市民活動ファンド等の助成団体と行政との協働による新たな事業の展開

平成19年度までに3事業

例：防犯啓発業務をNPOと協働で企画し、実施段階においても行政とNPOの役割分担のもとに事業展開を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域コミュニティの希薄化による様々な課題に対し、市民活動を活発化させることにより元気な地域社会づくりを進める。そのため、市の「個性あるまちづくり支援事業」や公益信託制度を活用した「市民活動ファンド」による市民活動団体への支援を強化するとともに団体間の情報交換ネットワークの形成を促進する。また、その活動拠点となる市内23箇所の地区市民センターの環境整備や組織体制の検討を進める。

一方、本市の産業や市民活動の将来を担う人材育成を目的として、高校生などに擬似的なビジネス体験をしていただく事業にNPOが取り組む。また、産業都市という本市の特性から、今後発生する優れた技能・技術を持った多くの退職者を有効活用し、地域におけるニーズや課題とマッチングさせることにより、地域において市民活動に積極的に参加し、その中心として活躍いただけるような仕組みをNPOにより構築する。

このような事業を展開していくなかで、行政との情報交換を深めながら、NPO間の新たな関係創出が円滑に進むような仕組みを構築する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 - 1 その他の事業

【C2001】 地域再生に資するNPO等の活動支援

【「シニアまちづくり人材バンク」構築事業】

(目的)

少子高齢化、人口減少時代の中で、生涯学習や地域社会づくりへの参画などを通じて、市民の自己実現が図られるような環境づくりがより一層強く求められている。こうしたなか、団塊世代の定年退職期(2007年)到来を控え、数多くの方がリタイアすることになるが、幸い本市は、多くの企業が立地しており、在職中に身に付けた様々な技術・技能を持つ魅力あふれる優秀なシニア資源の宝庫となっている。今後は、その人たちを地域でしっかり受けとめるための施策を展開していくことにより、本市をさらに魅力的な都市としていくことができると考えている。

そのためには、退職者たちが地域において、市民活動に積極的に参加し、その中心として活躍いただける仕組みを構築することが、本市が掲げる「市民が主役のまちづくり」を根付かせるためにも有効な手段である。

そこで、退職者がもつ技能・技術を地域に活かし、地域におけるニーズや課題を解決していくため、それらをマッチングさせる「シニアまちづくり人材バンク」構築事業に取り組むものである。

(事業概要)

まず、企業退職者等に対し学習機会を提供することにより、人材の掘起しやシニアの技術・技能を地域に活かすための基盤づくりを行うため、「シニアまちづくり人材」養成講座を開催する。実施にあたっては、四日市大学と連携し、大学のノウハウを十分に生かすため、四日市大学が平成18年度から取り組む、「シチズンシップ教育プログラム」の一環として位置付けるものとする。

次に、「シニアまちづくり人材」養成講座を修了した者や一般の参加希望者を、技術・技能別に「シニアまちづくり人材バンク」へ登録するとともに、「地域ニーズバンク」によりまちづくりの多様なニーズを顕在化させ、それらをマッチングさせるシステムを創出する。バンクは、事業実施主体であるNPO法人8団体が構成する「四日市NPOセクター会議」のホームページ上に開設する。マッチングの方法は、セクター会議または専任担当者が両バンクを照合し、協力隊バンク登録者に適切な活動場所の紹介などを行う。運営にあたっては、「四日市NPOセクター会議」が、それぞれの得意分野において、地域と接する中で蓄積したノウハウを可能な限り活用していくものである。

(詳細はC2001添付の企画書参照)

5 - 3 - 2

市独自の取り組み

(1) 行政内部の取り組み

(地区市民センターにおける取り組み)

平成 15 年度に市内 23 地区市民センターの一角に、各種団体の協議組織である「地域団体事務局」のスペースを設置し、地域団体の自主自立に向けた環境整備を進めている。また、各部局の個別補助金の統合により「地域社会づくり総合事業費補助金制度」を創設し、「地域団体事務局」の運営支援や地域の独自性を活かした様々な活動への支援を行っている。

(地域マネージャーの配置による民間発想の導入)

地区市民センターにおける地域社会づくりを推進するため、地域における市民活動実績や民間企業での経験を活かし、地域と連携して課題解決にあたるため、民間出身の地域マネージャー（各種委員）の地区市民センターへの登用を進め、平成 18 年度に全 23 地区に配置を行ったところである。今後も地域マネージャーがより一層能力を発揮できるよう研修等を充実させていく。

(市民活動拠点としての地区市民センターの有効活用)

地区市民センターでは、戸籍等の窓口業務や地域社会づくりを中心とした公民館業務を行っているが、今後は地域社会づくり業務をより一層充実させていく必要があると考えている。地区市民センターは、市民・行政それぞれにとって地域活動の拠点として重要な既存ストックであり、より一層住民に使い易い形で有効活用を図り、地域の自主自立を促進する必要がある。そのため、将来的には、地区市民センターのコミュニティーセンター化も視野に入れながら、その組織体制についても鋭意検討を進める。

(2) N P O 団体等育成の取り組み

「四日市市民活動ファンド」

平成 12 年度に N P O 団体「四日市 N P O ひろば」と「四日市市」が設置者となり、公益信託制度を活用して設立した制度であり、当初は約 10,000 千円の寄付金を原資に、これまで 44 団体に対し総額約 12,000 千円を助成してきた実績がある。平成 17 年度末現在の残高は約 3,700 千円と原資が減少しており、N P O 団体に広く支持されてきた当制度の充実に向けた取組みを進める。

(N P O の現状)

四日市市民活動ファンドが設立された平成 12 年度末の市内 N P O 法人数は、16 団体であったが、平成 18 年 4 月現在 77 団体と 5 倍近くに増加しており、

NPO個々の活動は活発化している。また、市としても、委託事業が主であるものの、「ファミリー・サポート・センター」の運営、「子供と若者の居場所」づくり事業、「羽津山緑地の管理」など各部局においてNPO団体と協働しているところである。今後は、NPO団体間のネットワークづくりのための中間支援組織として、多様な領域のNPOの自発的連携組織や地域通貨「Jマネー」を活用した展開を図っているNPOを積極的に支援し、団体間の新たな関係創出を促進する。

「個性あるまちづくり支援事業」

地域コミュニティのさらなる活性化を図るためには、自治会等の既存団体への支援だけでなく、新たに芽生えた有志や市民グループ等を積極的に発掘・育成していくことが重要と考えており、そのための支援策として、先駆的で夢ある公益活動を行う団体への助成制度「個性あるまちづくり支援事業」を平成16年度に創設した。

【H17年度助成実績】	・・ 予算額 15,500 千円		
(1) 一般枠			
立ち上げ期	10万円限度 (10/10)	総助成額	900 千円
	9件採用 (11件応募)	平均助成額	100 千円
立ち上げ期以外	100万円限度 (9/10)	総助成額	10,222 千円
	32件採用 (39件応募)	平均助成額	319 千円
(2) 防犯枠			
立ち上げ期	10万円限度 (10/10)	総助成額	198 千円
	2件採用 (2件応募)	平均助成額	99 千円
立ち上げ期以外	100万円限度 (9/10)	総助成額	2,580 千円
	10件採用 (10件応募)	平均助成額	258 千円

(主な活動内容)

良好な近隣関係構築のための防犯活動、里山保全活動、地場産業(萬古焼)を活かしたまちづくり、障害者や子育て支援、ゴミ問題等の生活環境改善、雑木林と化した城跡の復元等

「個性あるまちづくり支援事業」と「四日市市民活動ファンド」制度の強化

実施主体：四日市市

当該両制度の役割分担を明確化するため、平成17年度からNPO法人については「市民活動ファンド」で対応することとし、これまで寄付金のみを原資としてきた当該ファンドへ新たに出捐を行っている。またNPO法人以外の任意団体については「個性あるまちづくり支援事業」で扱うこととし、限度額や

補助率の変更を行うなど、より市民団体の実情にあった形に改正を行ったうえで予算を拡充した。

(平成16年度：10,000千円 平成17年度：20,000千円 平成18年度：23,000千円)

また、市民ニーズに対応するため、平成17年度から防犯活動分野において「個性あるまちづくり支援事業」に「防犯活動特別枠」を設け、市内全域への情報交換のネットワークの拡大を推進している。

さらに平成18年度は、地域による子どもの見守り強化のため、子ども見守り枠を新設したところである。

(3) 地産・地消推進事業

実施主体：四日市市

本市は、臨海部を中心とした工業都市である一方、全国第3位の生産量を誇る県内でも有数の伊勢茶の産地であり、近郊野菜など農業も大きな産業のひとつである。本市の農業振興を図るためには、身近な消費者である市民に対する地域内生産物への意識改革が重要であることから、市民に地産・地消の普及啓発を図るとともに、「食の安全・安心」に対する消費者ニーズの高まりに対応して消費者と生産者の相互理解を深めていく仕掛けが必要である。そのため、市において地産地消バスツアーなどの取り組みも進めているところである。

同様に、四日市農芸高校でも独自の取り組みが実施されており、当校との協働により実施した「スチューデント・エコノミー四日市」においても、市民に対して地産地消を提唱したところである。

基本方針に基づく支援措置による取組み(平成17年度実施)

【スチューデント・エコノミー構築事業】

中間支援NPOと実業系高校との協働により、地域通貨を媒体とした擬似的な社会経済システム「スチューデント・エコノミー四日市」を実施した。当事業は、高校の実習活動における成果物を地域通貨によって流通させることにより、高校生が各種の経済活動を実体験するとともに、地域通貨の流通促進イベントなどへの参画を通じて、まちづくりにも積極的に関わっていくものである。

高校生がビジネスの世界を擬似体験することで、働くことの楽しさ、厳しさ、面白さを実感するとともに職業能力も向上し、実際に社会に出てから本市の産業経済活性化に資する有為な人材として活躍することが大いに期待できる。さらに、企画段階から多様な団体による協働作業が行ったことにより、それぞれの明確な責任分担に基づくまちづくりが推進されたところである。

6 計画期間

認定の日から平成20年3月末日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 4 「地域再生計画の目標」に基づき、
- (1) 個性あるまちづくり支援事業による助成団体数の増加割合
 - (2) 個性あるまちづくり支援事業採択団体からNPO法人認証へと発展した団体数
 - (3) 市民活動団体間（例えば活動分野別）のネットワーク形成のための協議会組織等の設置数
 - (4) 市等からの助成事業を機に育った団体が、さらにレベルアップした形で行政との協働事業に発展した事業数
 - (5) Jファンドにおいては、登録NPO数、協力店舗・企業数、寄付総額、Jマネー発行額
- などにより、当市において本計画の評価を行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
「該当なし」